

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和3年6月16日

鹿児島県知事 塩田康一



## 中型まき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	漁業を営む 者の資格
中型まき網漁業 (1そうまき網漁業)	北薩及び西薩海 域	1月1日から12 月31日まで	総トン数5トン 以上40トン未 満	定めなし	4隻	本県に住所 又は事業場 を有する漁 業者
中型まき網漁業 (1そうまき網漁業)	鹿児島県沖合一 円 ただし、奄美大 島海域を除く	1月1日から12 月31日まで	総トン数5トン 以上40トン未 満	定めなし	7隻	本県に住所 又は事業場 を有する漁 業者

申請すべき期間

令和3年6月17日（木）から同年7月16日（金）まで